

公益財団法人木村看護教育振興財団 特定費用準備資金取扱規程

2025 年 3 月 3 日 制定

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人木村看護教育振興財団（以下「本財団」という。）の特定費用準備資金の取り扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(特定費用準備資金の保有)

第 2 条 本財団は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という。）第 18 条第 1 項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てるため、特定費用準備資金を保有することができる。

(特定費用準備資金の保有に係る理事会承認手続き)

第 3 条 本財団が、前条の特定費用準備資金を保有しようとするときは、代表理事は、事業ごとにその資金の名称、内容、計画期間、積立額を理事会に提示し、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の場合において、理事会は、次の要件を満たす場合において、事業ごとに承認するものとする。

(1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。

(2) 積立限度額が合理的に算定されていること。

(特定費用準備資金の管理・取り崩し等)

第 4 条 前条の特定費用準備資金は、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む）と明確に区分して管理する。

2 特定費用準備資金をその資金の目的である支出に充てる場合には、代表理事は、収支予算書作成時に取り崩し額を計上して理事会に付議し、その承認を得なければならない。

3 特定費用準備資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

4 前項にかかわらず、目的外に取り崩しを行う場合には、代表理事は、取り崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その承認を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

(特定費用準備資金の公表)

第5条 特定費用準備資金の公表について、当該資金の取り崩しに係る手続き、積立限度額及びその算定根拠に関する書類を、定款第53条第1項に定める事務所における書類の備付け及び同条第3項による閲覧を行う。

(特定費用準備資金の経理処理)

第6条 特定費用準備資金は、認定法施行規則第18条に基づき、経理処理を行う。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

(細則)

第8条 この規程の実施に必要な細則は、代表理事が定めるものとする。

附則1 公益目的事業に係る特定費用準備資金は、2025年4月に施行される認定法施行規則（令和六年内閣府令第八十七号）第23条により公益充実資金に移行する。

附則2 この規程は、2025年3月3日より施行する。